

第2回 令和8年度使用教科用図書安房採択地区協議会 議事録

- 1 日 時 令和7年7月8日（火曜日） 開会 午後3時00分
閉会 午後4時00分
- 2 場 所 鋸南町中央公民館 2階 講座室
- 3 委 員 16名（出席15名、欠席1名）
- 4 事務局 鋸南町教育委員会 教育課

【 記 録 】

事務局 予定の時刻になりました。ただ今より、第2回令和8年度使用教科用図書安房採択地区協議会を開会します。

始めに、安房採択地区協議会会長より挨拶をお願いします。

会長 本日は公私共にお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

また、皆様方には日頃より安房教育の充実・発展にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、本日は、専門調査員の責任者を招き、約1か月にわたる選定のための調査結果を報告していただきます。

第1回での挨拶でも申し上げましたが、子供達の「生きる力」を育成する上で、極めて重要な教材となるのが教科書です。専門調査員がその主旨のもと、十分な調査研究を経て、まとめた資料が本日届いております。

本日は、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級で使用する教科用図書の選定となります。安房で学ぶ子供達にとって、ふさわしい教科用図書を選定していきたいと思います。

簡単ですが、以上で挨拶といたします。本日はよろしくをお願いします。

事務局 会長ありがとうございました。令和8年度使用教科用図書安房採択地区協議会規約の第7条により、会長に議長をお願いすることになります。会長よ

ろしくお願いします。

議長

それでは、本会議の議長を務めさせていただきます。着座で失礼いたします。出席確認をします。本会議の委員16名中、15名の出席となっています。過半数の出席となっていますので、規約の第7条により、本会議は成立します。

次に、書記並びに議事録署名人を任命します。書記は、鋸南町教育委員会教育課Rさんに、議事録署名人は、H委員、F委員にお願いをいたします。よろしくお願いします。

なお、規約第12条「協議会の会議については、静ひつな採択環境を確保するため、全面的に非公開とする。」となっております。

それでは、さっそく教科書採択に進みたいと思います。まず、事務局から説明をお願いします。

事務局

本日の流れについて説明します。資料の1ページ目をご覧ください。

本日は、学校教育法附則第9条に示されている特別支援学級用一般図書について、選定を行います。

この一般図書については、いくつかの教科書から1つを選ぶというのではなく、候補となっている一般図書を「特別支援学級で使用して良いか」という視点で協議していただくことになります。したがって、適切であると判断されれば全ての一般図書を選定することも可能となります。

今回協議いただく候補となっている本は、5ページから8ページまでの中で、R8のついたもの新規4冊と「改」のついたもの改訂5冊です。選定資料で言うと4ページから8ページまでになります。

選定方法について確認ですが、令和8年度使用教科用図書安房採択地区協議会規約第7条第3項で「会議の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる」と規定されておりますので、これに従って進めていくことになります。

また、本日の会議自体は規約に則り、非公開ですが、この会議の議事録については、昨年同様、委員の皆様のお名前は匿名とし、名簿は非公開のうえ、9月始めに公表できるよう速やかに事務処理を進めていきます。

公表となった後も、問い合わせ等には全て事務局が対応します。

以上が本日の説明になります。どうぞ、よろしくお願いします。

議長 ただ今の説明について、何かご質問ありますでしょうか。
特になければ、ここで、見本本を回覧いたします。
お時間を少々とりますので、ご覧ください。

【委員は見本本を閲覧】

議長 ここで、調査結果の報告に入ります。
それでは、特別支援の専門調査員責任者を入室させてください。

【調査員入室】

議長 それでは報告をお願いします。

調査員 調査結果の報告（選定資料に代える）

議長 ありがとうございました。それではただ今の報告をお聞きになりまして、
ご質問がございましたら、お願いします。

I 委員 くらしに役立つシリーズなのですが、特別支援学校の学習指導要領をもと
に作られたものであると拝見しましたが、通常の小中学校の学習指導要領の
内容にも触れている要素もある気がしました。両方の学習指導要領を基に編
成されているものなののでしょうか？

調査員 こちらは前回、旧版が出て今回改訂版が出ました。もともとは、特別支援
学校の主に高等部あたりが使うのかと思います。しかし、中学校の特別支援
学級の生徒が高校に進学する際、または社会人になるために使用できるよう
に、支援学校の学習指導要領に沿いながら、中学校の支援学級でも使えるも
のになっています。

議長 ありがとうございます。他にご質問はありますでしょうか。

A委員 東洋館出版の図書は、知的の子供達が対象ですか。

調査員 基本的には知的の子供達が対象です。

ただ準ずるということで、自閉情緒の子供達が、読んでわかるものが随所にありますので、どちらでも使えるものではありませんが、主に知的の方で対応できる書籍です。

A委員 自閉であって知的に問題がある場合は使用できるが、自閉であって知的に高い場合は使用できないという考え方ですか。

調査員 内容的には、情緒の生徒にも、教科ごとに得意、不得意がありますので、それは臨機応変に使っていくことになると思います。

A委員 実際に中学校でこの本を使用されているのですか。需要はありますか。

調査員 そこまでは、把握はしておりません。中身を見るととてもわかりやすいと感じる部分が多く、実際に自ら学べるような内容や、これからの時代で向き合う課題に対して、わかりやすい解説図やイラスト等があり、このような図書を活用していった方が良いと感じました。

A委員 通常は無償配布の教科書と且つ、このような図書を教育委員会で購入し、二つを併用して勉強させるということに関し、問題はありますか。

調査員 教育委員会の方で購入していただければ、現場の先生方も、非常に効果的に活用できる教材となるのではと感じました。

議長 ありがとうございます。他にご質問はありますでしょうか。

I委員 この9条本を3市1町で使われているかどうか、問い合わせをしてみました。今使っている児童生徒はいないということでした。拡大図書を使っている児童生徒はいるようです。

この本の内容は、非常に良い素材がたくさんあり、是非活用できれば良い

と感じました。

調査員 各地区で教科書展示がありますので、そちらの方で見ていただいて、ぜひ手に取っていただければと思います。

特におすすめなのは、この「みのまわりのきほん」で、小学1年生の子供達にとっては、非常にわかりやすく、子供らしいイラストで、なじみやすい事柄が載っております。発達段階や必要に応じて、ページをめくりながら学べる良い書籍だと思いました。

議長 ありがとうございます。他に質問はありますか。
よろしいですか。それではないようですので、質疑を終了します。
調査員ありがとうございました。

【調査員退出】

議長 それでは、選定協議に入ります。先ほどの報告と質問を受け、採択委員の皆様からのご意見を伺いたいと思います。ご意見お願いいたします。

○委員 委員の皆さんからは、否定的な意見ありませんでした。優れた一般図書と考え、すべて採択で良いと考えます。

採択委員 同意します。との声

議長 ありがとうございます。他にご意見はありますか。

D委員 内容に問題が全くありませんので、全て採択との判断でよろしいのではと思います。

議長 ありがとうございます。他にご意見はありますか。

J委員 今回は特に冊数が多く、特別支援学校の中等部から高等部にかかるところの本を、中学校の特別支援学級に在籍して学習している生徒にも使用していくと思います。実際、現状としては、通常学級の方で使っているものを使い

ながら、さらにその子の障害に応じた内容を指導者がどう教えていくか、という実情があります。そのため、こういった本をどういう形で導入した方が良いのか。子供達の手元にあるのが良いのか。それとも子供によっては、交流学級で使用する方をメインにした方が良いのか。国語と数学については完全に特別支援学級で、使用していくかなど、学校側で判断していくことが、出てくると思います。その点を今後、教育委員会と連携して考えていかなければならないと強く感じました。

おそらくこの考え方は、多くの校長が同様の考えを持っていると思います。よって、各市町教育委員会からもご指導いただければと思います。

議長

その他のご意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

全般的に肯定的なご意見を承っておりますので、報告のあった4冊の新規と5冊の改訂版を選定するということでよろしいでしょうか。

ご異議はありませんでしょうか。

【異議なしという声】

議長

以上で、選定が終わりました。皆様のご協力により、無事に終了できました。これで、議長の任を解かせていただきます。

それでは事務局、お願いします。

事務局

議長、ありがとうございました。

引き続き、事務局より4点ほど連絡します。

1点目です。守秘義務と情報公開についてです。

くどいようですが、教科書採択に関しては、公正の確保という点で、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな審議環境を確保する必要があります。その点で今回、規約に則り非公開となりました。

本日の結果についても、その他、知り得た内容についても、9月始めに行う議事録等の公開日まで守秘義務が課されております。

また、委員の皆様のお名前は匿名とし、名簿も非公開となります。こちらは公開後も非公開でお願いします。もし、問い合わせがありましたら、「鋸

南町の事務局へ問い合わせてください」とお答えください。

また、本日の資料については、回収します。全てそのまま机上に置いておいてください。

情報公開については、速やかに事務処理を進め、9月始めに議事録等を3市1町のホームページで公開いたします。

2点目です。本日の旅費の領収書については、受付の事務局まで提出をお願いします。

3点目です。議事録署名人のH委員、F委員へは、議事録が完成しましたら、確認、署名をいただくことになります。後日、改めて連絡をさしあげます。

4点目です。本日の選定結果について、通知文と調査報告書を各教育委員会へ送付します。各教育委員会は、選定結果をもとに採択を行い、事務処理を期限内に進めてください。

事務局

それでは、以上をもちまして、第2回令和8年度使用教科用図書安房採択地区協議会を閉会いたします。

ありがとうございました。